

大規模小売店舗立地法の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により以下のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、この公告の日から縦覧期間の終了する日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

公 告 日：令和7年3月28日

届出年月日：令和7年3月21日

店 舗 名：ザ・ダイソー大分賀来店

設 置 者：大和リース株式会社

縦 覧 期 間：令和7年3月28日～

令和7年7月28日

縦 覧 場 所：大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

届出の概要：別紙のとおり

様式第2（規則第6条関係）



変更届出書

令和7年3月21日

大分県知事 様

大和リース株式会社
代表取締役 北 哲弥
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

葛城 省三
大分県大分市大字宮苑274番地

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：ザ・ダイソー大分賀来店
所在地：大分県大分市賀来西一丁目15番10号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

【変更前】大分市賀来西土地区画整理A街区A-16
【変更後】大分県大分市賀来西一丁目15番10号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者

【変更前】大和リース株式会社 代表取締役 森田俊作
葛城 省三
【変更後】大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥
葛城 省三

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所法人にあってはその代表者の氏名

【変更前】

小売業者名	代表者名	住 所
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	代表取締役 増田 宗昭	東京都渋谷区恵比寿4-20-3恵比寿ガーデンプレイスタワー21階

【変更後】

小売業者名	代表者名	住 所
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
株式会社ハイコム	代表取締役 甲斐 大童	熊本市中央区新屋敷一丁目14番35号
株式会社アラート	代表取締役 寺川 俊和	福岡県久留米市六ツ門町3番地62-201

※下線部に変更事項を示す。

3 変更の年月日

- | | |
|--------------------------|-------------|
| (1) 大規模小売店舗の所在地 | 平成17年12月7日 |
| (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 | 令和3年4月1日 |
| (3) 小売業者 | |
| 株式会社大創産業の代表者の変更 | 令和2年6月23日 |
| カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の退店 | 令和5年8月31日 |
| 株式会社ハイコムの追加 | 平成27年11月24日 |
| 株式会社アラートの追加 | 令和5年2月14日 |

4 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗の所在地の地番が決定していたため
- (2) 設置者の代表者変更のため
- (3) 小売業者の代表者ならびに退店、開店のため